

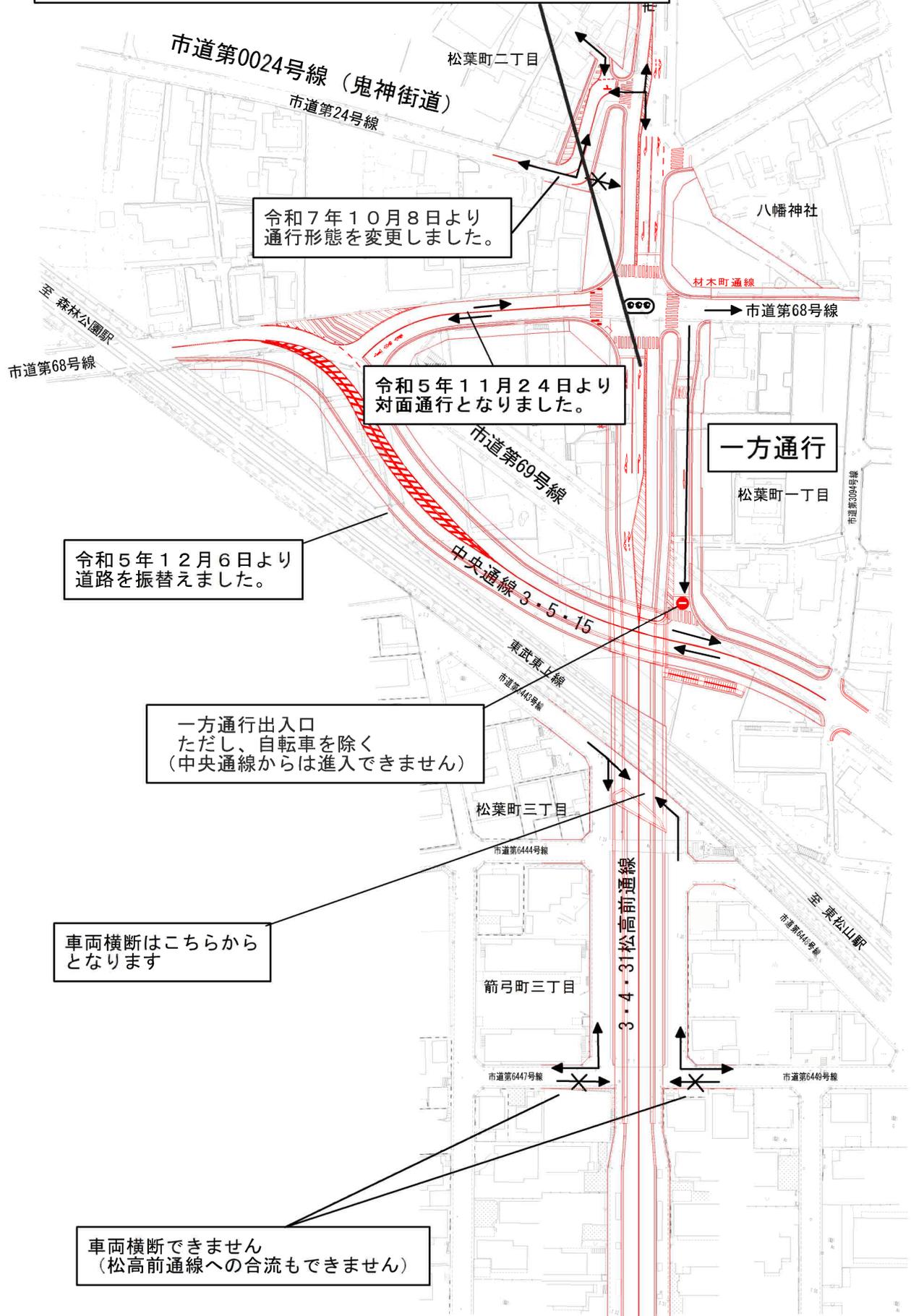
# <自動車等の通行形態変更について>

令和8年3月4日 更新

各路線の工事完成に合わせ、図のように通行形態が変更となります。



令和8年3月25日の開通式典後に信号機が点灯し、松高前通線全線（地下道部含む）が通行可能になります。



令和7年10月8日より通行形態を変更しました。

令和5年11月24日より対面通行となりました。

令和5年12月6日より道路を振替えました。

一方通行出入口  
ただし、自転車を除く  
(中央通線からは進入できません)

車両横断はここらからとなります

車両横断できません  
(松高前通線への合流もできません)